

平成22年12月6日判決言渡

平成20年(国)第8号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 高村 暎 ほか75名

被控訴人 長崎県知事

判 決 骨 子

- 1 長崎県による公金の支出等の原因行為となる本件一括配分受入事業が，土地改良法に違反して違法であるとはいえない。
- 2 長崎県による公金の支出等についての裁量権の行使に逸脱又は濫用があるとはいえないから，当該支出等が，地方財政法3条，4条1項等に違反して違法であるとはいえない。

福岡高等裁判所第1民事部